⑶　更生計画に基づく弁済が弁済期限を徒過した場合の取扱い
　更生計画に基づく弁済が弁済期限を徒過した場合であっても、遅延損害金は付さない。
⑷　弁済期限が銀行営業日ではない場合の取扱い
　更生計画に基づく各弁済の弁済期限が銀行営業日ではない場合は、その直前の銀行営業日を弁済期限として弁済する。
⑸　反対債権がある場合の処理
　管財人が、更生債権者等に対し更生計画に従って更生債権等を弁済するにあたり、更生債権者等に対して弁済期の到来した反対債権を有するときは、権利変更後の更生債権等から当該反対債権額を控除した後の残額を弁済する。
⑹　更生債権等の放棄、取下げの取扱い
　平成25年10月３日以降、更生計画認可決定日までの間に、更生債権等の放棄又は取下げがあったときは、更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは、放棄又は取下げ後の金額を確定した更生債権等の債権額として適用する。
⑺　債権譲渡等の取扱い
　平成25年10月３日以降、更生計画認可決定日までの間に、更生計画案に記載した更生債権等の全部又は一部について移転があった場合、更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは、移転前の債権額(ただし､更生担保権にあっては確定した更生担保権額、一般更生債権にあっては元本等更生債権の額)を基準として適用する。一部移転があった場合は、新旧権利者は、移転後の債権額に応じて、免除額を按分負担し、また弁済額を按分取得する｡なお、免除額及び弁済額の按分計算の際に１円未満の金額が生じたときは、四捨五入にて新旧権利者に配分する。

第２節　更生担保権に関する権利変更及び弁済方法
１　確定した更生担保権の内容
　確定した更生担保権は、別表１「更生担保権弁済計画表」記載のとおりであり、その概要は次のとおりである。
更生担保権の価額　３億8447万6500円
更生担保権の種類　債権質権（以下「預金質権」という。）
更生担保権者数　１名
２　権利変更及び弁済方法
　別表１「更生担保権弁済計画表」の「弁済額」欄記載の金額を、更生計画認可決定後２か月を経過する日の属する月の末日限り、一括して弁済する。
第３節　優先的更生債権（租税）に関する権利変更及び納付方法
１　確定した優先的更生債権の内容
　確定した優先的更生債権（租税）は、別表２「租税等の請求権納付計画表」記載のとおりであり、その概要は次のとおりである。
租税等の請求権総額
11万9406円及び額未定
（内訳）
本税　11万9406円
更生手続開始決定日から１年以内の延滞金等及び更生計画認可決定日から完納日までの延滞金等　額未定
更生手続開始決定日の前日までの延滞金等及び更生手続開始決定日の１年経過後から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等　額未定
租税等の請求権者数　２名
２　権利変更及び納付方法
⑴　権利変更
ア　更生手続開始決定日の前日までに生じた延滞金等及び更生手続開始決定の日から１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までに生じる延滞金等は、徴収する権限を有する者の同意を得て、更生計画認可決定日にその全額の免除を受ける。ただし、徴収権者の同意を得られなかった延滞金等については、本項⑵の定めに従って納付する。
イ　徴収する権限を有する者の意見を聴き、更生手続開始決定の日から１年を経過する日までの延滞金等については更生計画認可決定日に全額の免除を受け、更生計画認可決定日から完納日までの間に生じる延滞金等については、完納日に全額の免除を受ける。
⑵　納付方法
　別表２「租税等の請求権納付計画表」の「納付額」欄記載の金額を、更生計画認可決定後２か月を経過する日の属する月の末日限り､一括して納付する。
第４節　一般更生債権に関する権利変更及び弁済方法
１　確定更生債権の内容
　確定更生債権は、別表３「一般更生債権弁済計画表」記載のとおりであり、その概要は次のとおりである。
元本等更生債権　166億3787万6518円
開始決定日以降に発生した利息・遅延損害金　額未定
確定更生債権者数　171名
２　権利変更及び弁済方法
⑴　権利変更
ア　元本等更生債権については、更生計画認可決定日に99.7％の免除を受ける。
イ　開始決定日以降に発生した利息・遅延損害金（以下「開始後利息等」という。)は、更生計画認可決定日にその全額の免除を受ける。
⑵　弁済方法
　別表３「一般更生債権弁済計画表」の「弁済額」欄記載の金額を、更生計画認可決定確定後２か月を経過する日の属する月の末日限り、一括して弁済する。
第４章　未確定の更生債権の措置
　未確定の更生債権は存在しない。
第５章　担保権の措置
　預金質権は、更生担保権の弁済によって消滅する。
　管財人は、更生担保権の弁済に充てるため、更生担保権にかかる担保権の目的物たる預金を取り崩すことができる。
第６章　株主の権利の変更
第１節　株主に対する配当
　株主に対する配当は行わない。
第２節　株主の権利の変更
　第７章の規定により更生会社が解散したときは、株主は議決権、残余財産分配請求権、その他会社法上の株主の権利一切を失う。
第７章　更生会社の解散及び清算結了等
第１節　解散及び清算人の選任
　更生会社は、更生計画認可決定日をもって解散し、以下のとおり、管財人上田裕康が清算人に就任する。
清算人の氏名　上田　裕康
清算人の任期　清算の結了まで
第２節　清算結了
　更生会社の清算は、本件更生手続終結決定のときをもって結了する。
第３節　定款の変更
　更生計画認可決定日をもって、更生会社の定款を別紙４「定款」のとおり変更する。その他定款の変更が必要であるときは、裁判所の許可を得て変更することができる。
第８章　弁済資金の調達方法等
第１節　弁済資金の調達
　弁済資金は、更生会社の手許現預金をもって充てる。
第２節　予想超過収益金の使途
　更生会社は収益事業を行っておらず､超過収益金が生じる見込みはない。
第３節　未払いの共益債権
　管財人報酬、今後生じる手続費用及び消費税等の租税公課を除いて更生会社に未払いの共益債権は存在しない。
第９章　その他必要的記載事項
　会社更生法第167条第1項第６号及び第７号に規定する事項はない。
（別紙１ないし別紙４、別表１ないし別表３省略）
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２５年（再）第１号
愛媛県松山市山西町978番地
再生債務者　サンホウ食品株式会社
１　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年１月17日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成26年２月14日から平成26年２月28日まで
松山地方裁判所民事部